

ごかのお知らせ (432)

お知らせ

国民健康保険高齢受給者証の送付のお知らせ

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっており、8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分してください。

医療機関にかかる際には、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

【国民健康保険 高齢受給者証とは】

対象者

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

受給者証は70歳の誕生月の翌月1日(1日生まれの方は誕生月)から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。(75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます)

負担額

外来時の医療費の負担割合は次のとおりです。

- ・ 2割(平成24年3月31日まで1割)：各種控除後の課税所得額が145万円未満
- ・ 3割：各種控除後の課税所得額が145万円以上(一定以上所得者)

負担割合は毎年判定します。3割負担となった人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担(平成24年3月31日まで1割)となります。(該当する方には通知します)

負担額・負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。所得または収入額に変更があったときは、負担割合が変わることがあります。受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

お問い合わせ
町民G(内線233)

後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ (町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっています。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。

8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は処分してください。

また、平成23年度保険料率は前年度と同率となり、後期高齢者医療保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方(一定の障害をお持ちの方は65歳以上)が加入する制度です。

お問い合わせ
税務G(内線251)

国民年金の学生納付特例制度 (町民税務課)

国民年金は、高齢または事故・病気で障害が残ったときなどに私たちの生活が損なわれることのないよう、お互いを支え合う制度です。20歳以降の在学期間中の保険料を猶予し、社会人になつてから保険料を納めてもらう学生納付特例制度があります。

対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等・高専・専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

申請場所

町民税務課

手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 学生証(在学証明書)の写し
- 一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度があります。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

町民G(内線230)